

「産業雇用安定助成金」のご案内

助成金の対象となる出向

雇用調整を目的とする出向が対象です

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用維持を図ることを目的に行う出向が対象。

雇用維持を図るための助成のため、

出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提です

他にも出向先で別の人を出向させたり離職させる、玉突き出向を行っていないことなどの要件があります。

グループ内(独立性が認められない子会社間など)での出向も助成金の対象となりました!

- 例えば、子会社間の出向や代表取締役が同一人物である企業間の出向、親会社と子会社間の出向 など
- グループ間の出向の場合、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用維持のために、通常の配置転換の一環として行われる出向と区分して行われる出向が対象となります。

助成金の特徴

1 出向元・出向先の双方が助成を受けられます

対象

- **出向元事業主** 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的とした出向により労働者(雇用保険被保険者)を送り出す事業主。
- **出向先事業主** 当該労働者を受け入れる事業主。

2 出向運営経費・出向初期経費の2つの助成があります

● 出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成します。

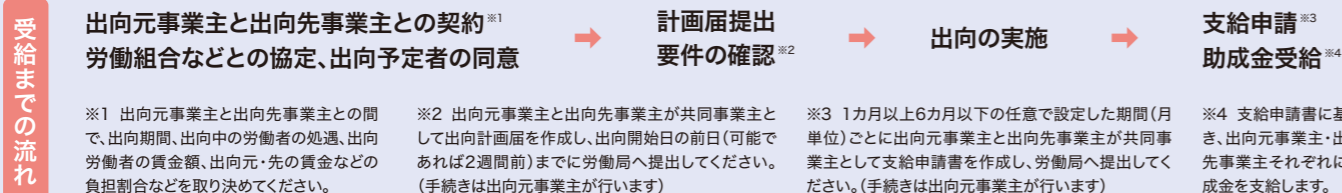
● 出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備など、出向の成立に要する措置を行った場合に助成します。(グループ内での出向の場合は支給されません)

	中小企業	中小企業以外
グループ外での出向 出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
グループ外での出向 出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
グループ内での出向	2/3	1/2
上限額(出向元・先の計)	12,000円/日	

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
加算額*	各5万円/1人当たり(定額)	

*出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。



助成金に関するお問い合わせ 本助成金の相談・申請先は産業雇用安定センターではありません。お問い合わせは下記へお願いいたします。

高知労働局 訓練室 ☎ 088-888-6600 (平日8:30~17:15) 高知市南金田1番39号

● 助成金の要件や申請書類の書き方などについてご相談をお受けいたします。 ● 厚生労働省HPでは、オンライン申請も可能です。



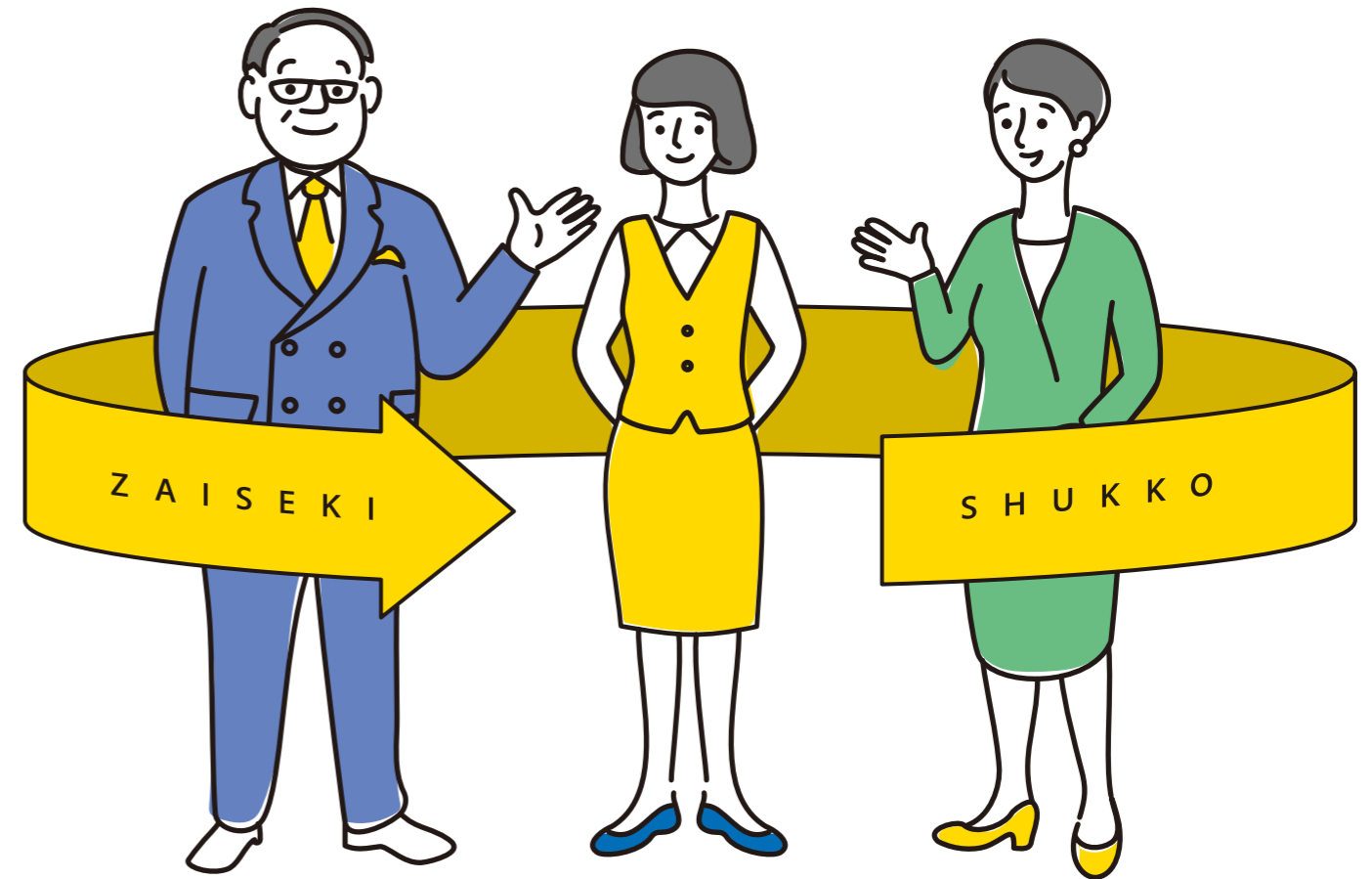
発行: 高知県 お問い合わせ: 高知県商工労働部雇用労働政策課 TEL088-823-9766

高知県

長引くコロナ禍の雇用を守る

在籍型出向

活用ガイド



CONTENTS

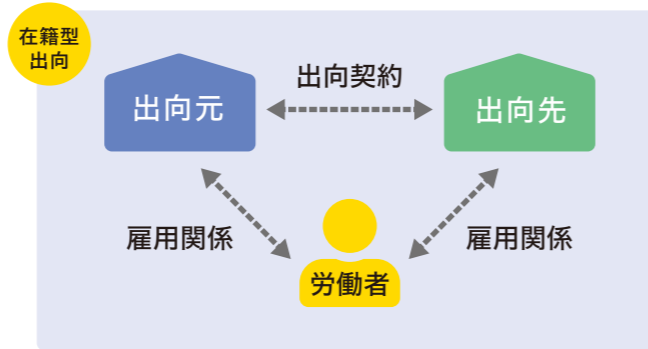
- 在籍型出向とは?
- 高知県での活用事例
- 在籍型出向のメリット
- 無料マッチング支援
- 全国の活用状況
- 産業雇用安定助成金

高知県・高知労働局・(公財) 産業雇用安定センター

2022年10月発行

従業員を守る「在籍型出向」

在籍型出向とは、出向元企業と出向先企業間の出向契約によって、労働者が双方の企業と雇用契約を結ぶものです。



双方の「企業」と「労働者」にメリットのある取組です

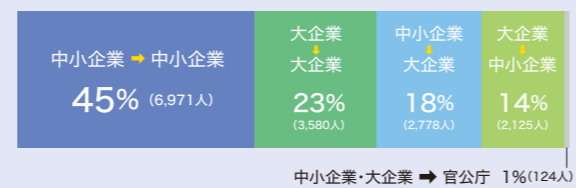
<p>送り出す企業 雇用を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ●労働者の労働意欲の維持・向上につながる ●企業活動の再開・拡大時に必要な技術・ノウハウを失わずにすむ ●新たな知識・経験を得た労働者が戻ってくる 	<p>受け入れる企業 人材確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会人としての基礎スキルをもった人材を確保できる ●既存の社員への刺激になり、職場が活性化 ●新卒採用と比べて人材育成の負担が小さい
<p>出向する労働者 収入維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ●これまでと異なる経験が積み、職業能力の向上につながる ●出向元での雇用が維持され、出向期間が終われば元の会社に戻ることができる ●これまでどおりの収入を確保できる 	<p>受け入れる企業の労働者 負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人手不足の解消により、業務における負担などを軽減できる ●日常業務への刺激が与えられ、その見直し・改善につながる

全国で1万5千人以上が「在籍型出向」を活用しています※
※産業雇用安定助成金を活用した出向者15,578人(R4.8.5時点)

▶さまざまな業種で実施

	出向元	出向先
1位	運輸業・郵便業 43%	サービス業 (他に分類されないもの) 25%
2位	製造業 13%	製造業 16%
3位	宿泊業・サービス業 12%	卸売業・小売業 14%

▶中小企業同士での出向が最多



在籍型出向について、厚生労働省のホームページでも紹介しています。 [厚生労働省HP](#)

[厚生労働省HP](#) > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [雇用](#) > [事業主の方へ～従業員を雇う場合のルールと支援策](#) > [在籍型出向支援](#)



高知県でも在籍型出向を活用する企業が増えています

高知県内	送り出す企業	出向内容	受け入れる企業
事例1	(グループ内)小売業	1人を1年間出向	(グループ内)不動産業
事例2	介護事業	1人を1年間出向	介護事業
事例3	製造業	1人を2年間出向	同製造業の関連団体
事例4	飲食サービス業	8人を1年間出向	食品製造業、小売業 等
事例5	宿泊業	3人を3カ月～1年間出向	病院、スポーツ施設

<p>出向元企業 宿泊業</p> <p>コロナ禍でも社員の収入が安定。スキルアップにも繋がった。</p> <p>休業が続くなか、社員のスキルアップとモチベーション維持のため、在籍型出向を活用することにしました。出向先は産業雇用安定センターに紹介してもらい、有利な助成金も後押しになりました。働く場があることで出向者の収入が安定したうえ、出向者以外の社員は「出向者の分も頑張る」という意識を持つようになり、好循環が生まれました。出向先企業とは良い関係を築くことができ、さらに社員を受け入れていただくなど、双方の企業と社員にとって、成果のある取組になったと思います。</p>	<p>出向者 宿泊業 → スポーツ施設</p> <p>異なる環境で働き、新たな経験ができてよかった。</p> <p>在籍型出向が決まったときに、通勤時間などの変化については少し不安がありましたが、調理業務という点では同じで、勤務形態や休日もほぼ同じにしてもらえたので、その点では問題ありませんでした。出向先の食事提供のスピード感などはレストラン運営の勉強になりました。これまでとは異なる環境で働くことで、新たな経験を積むことができて良かったし、度胸もついたと思います。</p>
<p>出向先企業 小売業</p> <p>繁忙時期の即戦力となり、大変助かった。</p> <p>新店舗をオープンさせ、多忙な時期ということもあり、人材を在籍型出向で受け入れることにしました。スキルを持った人材が来てくれたため、即戦力として貢献してくれており、大変助かっています。国の助成金によって人件費の負担を軽減できたこともメリットになりました。出向者も新しい経験ができていようので、出向元に戻った後は、当社で習得したスキルを活かしてもらえるのではないかと思います。在籍型出向を活用して良かったと思っています。</p>	

企業のマッチングを無料で支援する機関があります！

公益財団法人 **産業雇用安定センター** ☎ **088-861-3011** (平日9:00～17:15)

産業雇用安定センターは、企業間の出向や移籍を支援することにより「失業なき労働移動」を実現するため、1987年に国と事業主団体等が協力して設立された公益財団法人で、設立以来、22万件以上の出向・移籍の成立実績があります。新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が労働者の雇用を守るために、人手不足等の企業との間で在籍型出向を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行います。

高知事務所 高知はりまや町1-5-1 デンテツ・ターミナルビル5F

[産業雇用安定センターHP](#)

まずは
お気軽に
お電話を

